

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2020年1月27日

東京都作業部会確認年月日 2020年2月12日

事業名 競技用備品の調達

案件名 冷凍庫の調達について

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	本件は、選手がコンディショニングに使用する氷及び FOP 等における飲料冷却用の氷を各会場で保管するために必要であり、パラリンピックでも使用されるものである。よって、大会に必要な経費として、平成 29 年 5 月 31 日の大枠合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本件の経費は、東京 2020 大会運営に必要なものであり、組織委員会が全体をマネジメントしながら一元的に調達した方が効率的、効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本件の経費は、選手がコンディショニングに使用する氷及び FOP 等における飲料冷却用の氷を各会場で保管するために必要な氷を保管するものである。熱中症対策のためにも東京 2020 大会において大会運営に不可欠である。
	効率性	本件の経費は、冷凍庫 1 台当たりの氷保管量及び会場に設置可能な台数を調査して計画台数の精査を行っているため、効率性について配慮している。
	納得性	本件の経費は、单相 100V（家庭用電源）で使用可能な冷凍庫であり、パナソニックのスポンサーカテゴリーに該当するものを調達しなければならず、購入とレンタルの費用比較をしたところレンタルの方がコストを抑えることができるため、必要経費の抑制に配慮している。さらに競争入札により請負業者を決定するため、一般的な市場価格からしても適正である。

その他経費の内容等 が公費負担の対象と して適切なものであ ること	本件の経費は東京 2020 大会運営に必要なもの である。また、内容についても必要最小限の冷 凍庫の調達に係る経費のみであり、公費負担の 対象として適切といえる。	
--	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。